

## 兵庫県立淡路三原高等学校食堂営業事業者募集要項

兵庫県立淡路三原高等学校において、生徒の福利厚生のための食堂営業事業者を募集します。この募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

### 1 食堂等の概要

所在地：南あわじ市市円行寺345-1

名称：兵庫県立淡路三原高等学校

内容：食堂営業及び自動販売機設置

場所：食堂営業 格技場兼生徒集会室内 厨房約130㎡

自動販売機設置 格技場兼生徒集会室前 3台

### 2 募集条件等

#### (1) 使用料等

##### ① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までとします。(その後の期間は、再度申請をすることにより更新することができます。)

##### ② 使用料

食堂営業 免除

自動販売機設置 年額 38,130円(参考)

(ペットボトル式飲料水2台、パック式飲料水1台、それぞれに回収ボックス付き)

(13,760円×2台、10,610円×1台)

(使用料及び手数料徴収条例第2条「行政財産目的外使用料の額を定める規則」別表第2 区分「自動販売機その他これに類するもの」、「専用部分の面積が1平方メートル以上2平方メートル未満のもの」として算出)

使用料は、本校が発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入してください。

##### ③ その他必要経費等

物件の維持管理のため通常必要とする経費のほか、物件に付帯する電気、ガス、水道等の設備の使用に必要な経費を負担していただきます。

#### (2) 使用上の制限

使用許可期間中は次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、光熱水費使用料等を指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 物件を他の者に転貸し、又は担保に供することはできません。

(3) 運営管理（営業方法）等

- ① 営業については、「兵庫県立淡路三原高等学校格技場兼生徒集会室における教育財産の目的外使用許可に伴う物件の管理運営（営業方法）に関する細則」によります。
- ② 本校から貸与できる物品は、「別表 貸与物品一覧表」のとおりです。

(4) 使用許可の取消し

許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。

(5) 原状回復

事業者は、使用期間が終了又は上記2の（4）により許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を請求することができません。

### 3 応募申し込み方法等

(1) 申し込み方法

【郵送する場合】

受付期間：令和2年1月23日（木）～令和2年2月7日（金）必着

送付先：〒656-0461

南あわじ市市円行寺345-1

兵庫県立淡路三原高等学校 事務室宛

【持参する場合】

受付期間：令和2年1月23日（木）～令和2年2月7日（金）

午前9時～午後4時30分まで

なお、土曜、日曜は受付を行いません。

提出先： 南あわじ市市円行寺345-1

兵庫県立淡路三原高等学校 事務室

(2) 申し込みに必要な書類

- ① 応募申込書
- ② 主要販売予定品目等一覧表

### 4 事業者の決定

提出された応募書類の審査を行い、より本校の要望を満たしている事業者に決定します。事業者の決定後、応募者に決定した事業者名を書面により通知します。

### 5 使用許可申請の手続き

事業者に決定した者は、令和2年3月13日（金）までに、次の書類を提出してください。

- (1) 教育財産使用許可申請書
- (2) 確約書
- (3) 主要品目販売価格表
- (4) 販売従事者名簿
- (5) 物品借用書
- (6) 設置する自動販売機のカatalog (仕様・寸法・消費電力等がわかるもの)
- (7) 食品衛生法による営業許可証 (写し) (取得後すみやかに)  
乳類製品を取り扱う場合、乳類販売業の許可証 (写し)

## 6 事業者の決定の取り消し

正当の理由なくして指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合は、事業者としての決定を取り消します。

## 7 その他

使用許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、事業者の負担となります。

## 8 問合せ

南あわじ市市田行寺345-1

兵庫県立淡路三原高等学校 事務室 熊田

電話 0799-42-0048 FAX 0799-42-0313

(別表、貸与物品一覧表)

番号	品名	寸法 (mm)			数量
		間口	奥行	高さ	
1	傾斜シンク	1 7 0 0	6 0 0	8 0 0	1
2	二槽シンク	1 2 0 0	6 0 0	8 0 0	1
3	水切台	9 0 0	6 0 0	8 0 0	1
4	ガス炊飯器	5 7 3	4 7 0	4 4 9	3
5	食器消毒保管庫	1 4 0 0	9 5 0	1 7 5 0	1
6	食器戸棚	1 2 0 0	9 0 0	1 8 0 0	1
7	パンラック	9 0 0	6 0 0	1 8 0 0	1
8	脇台	6 0 0	9 0 0	8 0 0	1
9	脇台	6 0 0	9 0 0	8 0 0	1
1 0	盛付台	1 5 0 0	9 0 0	8 0 0	2
1 1	湯煎器	6 0 0	6 0 0	8 0 0	1
1 2	脇台	6 0 0	7 5 0	8 0 0	1
1 3	パンラック	1 5 0 0	7 5 0	1 8 0 0	1
1 4	二槽シンク	1 2 0 0	6 0 0	8 0 0	2
1 5	調理台	1 2 0 0	6 0 0	8 0 0	1
1 6	冷凍庫	7 4 5	8 0 0	1 8 8 0	1
1 7	インバーター冷蔵庫	1 2 0 0	6 5 0	1 8 9 0	1
1 8	ガス給湯器	3 4	1 8	9 3	1
1 9	業務用ガステーブル	1 5 0	6 0	7 7	1
2 0	ガスフライヤー	4 6	6 0	1 1 6	1
2 1	電気式ウオーマー	5 5 0	3 5 0	2 8 0	1

兵庫県立淡路三原高等学校格技場兼生徒集会室における  
教育財産の目的外使用許可に伴う物件の運営管理  
(営業方法)に関する細則

1. 休業日及び営業時間

(1) 休業日

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和35年教育委員会規則第4号)第5条に規定する休業日。ただし、前記休業日以外に休業しようとするときは、兵庫県立淡路三原高等学校長(以下「校長」という。)と協議のうえ決定することができる。

(2) 営業時間

午前10時から午後2時までとする。ただし昼食については原則として午後零時30分から午後1時15分までとする。

2. 営業内容

(1) 営業は、兵庫県立淡路三原高等学校(以下、「本校」という。)の生徒及び職員を対象として行うものとする。

(2) 販売品目及びその価格等については、あらかじめ校長の承認を得るものとする。

3. 使用責任者等

使用者は、責任者及び従業員の名簿(異動があったときを含む。)を校長に届出るとともに法令に基づく健康診断を受診する等健康管理に努めること。

4. 名義の使用禁止

使用者は、本校の名義又は本校とまぎらわしい名義で物品の仕入れその他一切の営業行為をしてはならない。

5. 第3者にかかる損害賠償

営業にともなって第3者に損害を与えたときは、使用者が責任と誠意をもって解決するものとする。

6. 清掃等

生徒集会室内は、日常清掃をおこたらず常に清潔にするとともに、生じた残菜等の処理は必ずその日のうちに使用者が行うものとする。

7. 衛生管理

法令の遵守並びに保健所等関係機関の指示はもちろん、校長の指示に従うこと。

8. 物品の修理等

(1) 厨房設備及び無償貸付備品の小修繕(消耗的修繕)は、使用者の負担とする。

(2) 生徒集会室経営のために要する物品(什器、トイレトペーパー、電球、植木等消耗品物品)は使用者が負担するものとする。

9. 売上状況の報告

校長が必要と認めるときは、使用者に売上状況の報告を求めることができる。

10. 学校への協力

学校が企画する行事及び会議等については協力する。

1 1. 協議

この細則について、定めのない事項が生じたときは校長及び使用者が協議して定めるものとする。